

改定の経緯

袖ヶ浦市新型インフルエンザ等対策行動計画（市行動計画）は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）に基づき、国が策定する新型インフルエンザ等対策政府行動計画（政府行動計画）及び県が策定する千葉県新型インフルエンザ等対策行動計画（県行動計画）を踏まえて策定するものです。

平成26年（2014年）12月に策定した市行動計画は、新型インフルエンザ等による感染症危機が発生した場合に、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるよう、平時の準備や感染症発生時の対策の内容を示すものでした。

令和4年（2022年）の感染症法改正により、平時から有事に備えた検査体制や医療提供体制等の構築の準備が推進されたことや、新型コロナウイルス感染症への対応の経験を踏まえ、令和6年（2024年）7月に政府行動計画が全面改定され、令和7年（2025年）3月には県行動計画が全面改定されました。

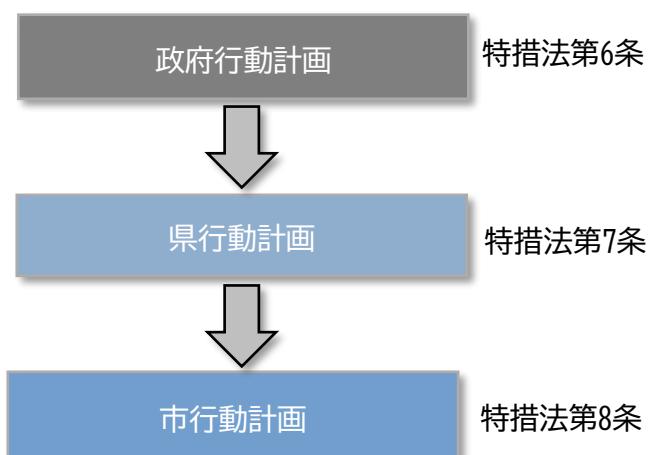
これを受け、市は行動計画を全面改定し、平時の備えや対策項目の充実の他、新たに「横断的視点の設定」や「複数の感染拡大への対応」、「実効性確保のための取組」等を設け、幅広い呼吸器感染症による危機にも対応できる社会を目指すものです。

なお、市行動計画の改定に当たっては、政府行動計画、県行動計画とともに、国から示されている市町村行動計画作成の手引きに基づき作成し、対策の整合性を図ります。

計画の位置づけと見直し

国は、感染症法上の基本指針等の見直し状況や整合性等を踏まえ、おおむね6年ごとに政府行動計画を見直し、必要に応じ改定する予定です。

それに伴い、県行動計画の見直しが行われた場合、市は、これに合わせて市行動計画の見直しを行います。



市行動計画のポイント

項目	新計画
主たる目的	<p><u>現行計画を踏襲</u></p> <p>○感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する ○市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする</p>
対象疾患	<u>新型コロナウイルス感染症、新型インフルエンザ感染症以外の呼吸器感染症も念頭に記載を充実</u>
時期区分	<u>記載を3段階（①準備期②初動期③対応期）に分け、準備期の取組を充実</u>
	<u>7項目とし、新型コロナ対応で課題となった項目を中心に項目を独立させ、記載を充実</u>
対策項目	<p>①実施体制、②情報提供・共有、リスクコミュニケーション、 ③まん延防止、④ワクチン、⑤保健、⑥物資、 ⑦市民生活及び市民経済の安定の確保</p>
横断的視点 (新規)	<p>①人材育成、②国及び県との連携、③DXの推進、 ④研究開発の動向に関する情報収集</p>
複数の感染拡大 への対応 (新規)	<p>○ワクチンや治療薬の普及に応じた対策の機動的切り替え ○中長期的に複数の波が来ることも想定</p>
実効性確保 (新規)	<p>○訓練等平時の備えと意識を高める取組の継続 ○定期的なフォローアップと必要な見直し</p>
被害想定 (削除)	政府及び県の改定に準じ、様々な感染症に対応することとし、様々なシナリオを想定するため、現行計画にあった被害想定を削除

新型インフルエンザ等対策の実施上の主な留意点

- 初動体制整備・啓発・医療体制確保・人材育成等平時の備えの整理や拡充
- 科学的根拠に基づく情報収集と適切な対策の切替え
- 基本的人権を尊重し、市民等の自由と権利への制限は必要最小限に留める
- 高齢者施設等弱者に対する対応や災害対応への準備
- 記録の作成や保存、公表の徹底





① 実施体制

- 平時から実践的な訓練や研修の実施、対策に携わる人材の確保や育成を行い、全庁的な対応体制を構築するとともに、県等の関係機関との連携を強化する。
- 初動期には市対策本部の設置検討や必要な対策を実施するための人員体制の強化、予算確保に努め、市民の生命と健康を守るために対策を迅速に実施する。
- 対応期には感染症の状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直す。また、初動期に引き続き、必要な対策を行うための財源確保に努めるとともに、必要時、応援職員の要請や緊急事態措置に関する総合調整を行う。

② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- 平時から感染症等に対する情報提供・共有を行うとともに、可能な限り双方のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行えるよう、体制を整備する。
- 初動・対応期には迅速かつ一体的に情報提供・共有を行い、相談窓口を設置するなど、可能な限り双方のコミュニケーションを実施し、市民等の不安の解消等に努める。また、偏見や差別等に対する適切な対応ができるよう、必要な情報を市民等に提供・共有する。

③ まん延防止

- 平時から対策に必要なデータの整理、市民等への感染対策の啓発・理解促進、県等との連携を進める。
- 初動期には市内でのまん延防止やまん延時に迅速な対応ができるよう、業務継続計画に基づき準備を行う。
- 対応期にはウイルスの感染性や病原性等に応じ、柔軟かつ機動的に対策を切り替え、市民生活や社会経済活動への影響の軽減を図る。

④ ワクチン

- 平時から国・県・医療機関・事業者等と連携し、ワクチン接種が迅速かつ円滑に実施できるよう必要な準備を行い、接種体制を構築する。また、市民等に対して、ワクチン接種の基本的な情報の提供・共有を行うとともに、双方向的な取組みを進める。
- 初動期は準備期からの接種体制を活用し、医療従事者や資機材を確保し、国・県等と連携しながら、迅速な予防接種に繋げる。
- 対応期は迅速にワクチン接種を実施し、ワクチンの供給量や医療従事者の体制を踏まえ隨時見直しを行い、接種体制を維持する。また、予防接種に関する情報について、国や県が提供する情報や相談窓口も含め、市民等に対して共有する。

対策7項目の概要（つづき）

⑤ 保健

- 平時から感染症危機に備えた人材の確保や全庁での研修・訓練等により人材育成を行う。また、感染症情報について関係者、市民等に積極的に共有を図る。
- 初動期には市民へのリスクコミュニケーションを開始し、感染拡大のリスクを軽減する。
- 対応期には必要時、県が実施する健康観察や生活支援等に協力し、市民の生命及び健康を保護する。
また、必要な対策について、市民等に対し、わかりやすく情報提供・共有を行う。

⑥ 物資

- 平時から感染症対策物資等を備蓄し、定期的に備蓄状況を確認する。
- 初動期には県と協力し、感染症対策物資等の必要量の確保に努める。
- 対応期には初動期に引き続き、感染症対策物資等の確保及び備蓄状況の確認を行う。また、県や近隣市等と物資及び資材の供給に関する相互協力に努めるとともに、県が行う緊急物資の運送、売渡し要請に必要に応じ協力する。



⑦ 市民生活及び市民経済の安定の確保

- 平時から情報共有体制や支援体制を整備し、必要な物資及び資材を備蓄するとともに、事業者や市民等に対し、新型インフルエンザなどの発生に備え、準備を呼びかける。
- 初動期には事業者等に事業継続に向けた準備の勧奨等や、生活関連物資等の安定的な供給が図られるよう、市民等及び事業者へ呼びかける。
- 対応期には市民生活の安定の確保及び社会経済活動の安定を確保するための各種支援を行う。また措置により生じた影響を緩和するための必要な支援等を行う。